

令和 5 年 2 月 8 日

令和 5 年 第 1 回  
組合議会（定例会）会議録



令和5年2月8日（水）南河内環境事業組合議会第1回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

|    |   |   |   |   |   |     |
|----|---|---|---|---|---|-----|
| 1  | 番 | 議 | 員 | 辻 | 本 | 馨   |
| 2  | 番 | 議 | 員 | 堀 | 川 | 和彦  |
| 3  | 番 | 議 | 員 | 浦 | 山 | 宣之  |
| 4  | 番 | 議 | 員 | 丹 | 羽 | 実   |
| 6  | 番 | 議 | 員 | 久 | 山 | 佳世子 |
| 7  | 番 | 議 | 員 | 松 | 井 | 康祐  |
| 8  | 番 | 議 | 員 | 南 | 方 | 泉   |
| 9  | 番 | 議 | 員 | 伊 | 東 | 寛光  |
| 10 | 番 | 議 | 員 | 辰 | 巳 | 真司  |
| 11 | 番 | 議 | 員 | 草 | 尾 | 勝司  |
| 12 | 番 | 議 | 員 | 吉 | 年 | 千寿子 |
| 13 | 番 | 議 | 員 | 福 | 田 | 太郎  |
| 14 | 番 | 議 | 員 | 藤 | 浦 | 稔   |

欠席者は、次のとおりである。

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 番 | 議 | 員 | 土 | 井 | 昭 |
|---|---|---|---|---|---|---|

説明のための出席者は、次のとおりである。

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 管 | 理 | 者 | 富 | 田 | 林 | 市 | 長 | 吉 | 村 | 善 | 美 |   |   |   |   |   |   |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 河 | 内 | 長 | 野 | 市 | 長 | 島 | 田 | 智 | 明 |   |   |   |   |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 大 | 阪 | 狭 | 山 | 市 | 長 | 古 | 川 | 照 | 人 |   |   |   |   |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 河 | 南 | 町 | 長 | 森 | 田 | 昌 | 吾 |   |   |   |   |   |   |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 太 | 子 | 町 | 長 | 田 | 中 | 祐 | 二 |   |   |   |   |   |   |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 千 | 早 | 赤 | 阪 | 村 | 長 | 南 | 本 | 齋 |   |   |   |   |   |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 副 | 市 | 長 | 富 | 田 | 林 | 市 | 副 | 市 | 長 | 置 | 田 | 保 | 巳 |
| 監 | 査 | 委 | 員 |   |   |   |   |   |   | 遠 | 藤 | 忍 |   |   |   |   |   |

|     |                     |      |
|-----|---------------------|------|
| 事務局 | 事務局長                | 西尾順治 |
| 事務局 | 事務局理事兼総務企画課長（会計管理者） |      |
|     |                     | 浅川浩  |
| 事務局 | 総務企画課長代理            | 辻彰   |
| 書記  | 総務企画係長              | 石橋尚人 |

議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号  
組合議会議員の異動について
- 日程第4 選挙第1号  
組合議会副議長の選挙について
- 日程第5 承認第1号  
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第6 承認第2号  
南河内環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第7 承認第3号  
南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第8 承認第4号  
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて

- 日程第 9 承認第 5 号  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 6 号  
令和 4 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 2  
号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 11 議案第 1 号  
南河内環境事業組合個人情報保護に関する法律施行条例  
の制定について
- 日程第 12 議案第 2 号  
令和 4 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 3  
号）
- 日程第 13 議案第 3 号  
令和 5 年度南河内環境事業組合一般会計予算
- 日程第 14 監査報告第 1 号  
例月出納検査の結果報告について  
（令和 4 年度 7 月・8 月・9 月・10 月・11 月・12 月  
分）
- 日程第 15 議員提出議案第 1 号  
南河内環境事業組合議会の個人情報保護に関する条例の  
制定について

(開会 午後 2 時 2 5 分)

議長 (堀川和彦)

定刻となりましたので、始めます。

本日は、定例会を招集しましたところ、議員の皆様方にはご多用のところ、ご出席を頂きまして、ありがとうございます。

なお、土井議員は、本日ご欠席の連絡を頂いております。

只今の出席議員は 13 名で、定足数に達しておりますので、只今から、令和 5 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を開会致します。

それでは、議事に入ります前に、管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者 (吉村善美)

それでは、開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 5 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、平素より本組合のごみ処理、し尿処理の事業の推進に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、今期定例会でご審議頂きます案件でございますが、条例案件が 6 件、補正予算が 2 件、令和 5 年度予算が 1 件、監査報告が 1 件の計 10 件でございます。

各案件につきましては、のちほど提案説明を申し上げますので、よろしくご審議のうえ、原案どおりご賛同賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせて頂きます。

どうぞよろしくお願い致します。

議長 (堀川和彦)

ありがとうございました。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

辰巳委員長。

議会運営委員長（辰巳真司）

さきほど開催されました議会運営委員会におきまして、第1回定例会に付議される案件について了承されましたので、ご報告申し上げます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続きまして、日程第3、報告第1号から日程第14、監査報告第1号までの12件でございます。なお、日程第5から日程第10は一括議題とし、一括質疑の後、討論、採決でございます。また、1件の追加議案の取り扱いについても、了承されましたのでご報告申し上げます。日程第15、議員提出議案第1号につきまして、本日上程、質疑、討論、採決でございます。

以上で報告を終わります。

議長（堀川和彦）

これをもって、議会運営委員長の報告を終結します。

それでは、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。本件は、会議規則第81条の規定により、議長において指名致します。9番議席の伊東寛光議員、10番議席の辰巳真司議員の両議員にお願いを致します。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

お諮りします。会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定致しました。

次に、日程第3、報告第1号、組合議会議員の異動についてを議題と致します。

報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

只今、上程されました報告第1号、組合議会議員の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、河南町選出議員の異動でございます。令和4年10月7日の河南町議会臨時会議におきまして、福田太郎議員が新たに就任されておられます。

次に、太子町選出議員の異動でございます。令和4年10月21日の太子町議会臨時会におきまして、辻本馨議員が新たに就任されておられます。

それぞれのご住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員には、これまでのご労苦に深謝致しますとともに、新たに就任をされました方々におかれましては、今後のご活躍をお願い申し上げます。ここに異動のありましたことを、ご報告申し上げます。

議長（堀川和彦）

只今の組合議会議員の異動につきましては、組合規約第6条第3項の規定によるものでございます。

なお、新議員の議席は、会議規則第4条の規定に基づき、私のほうで決めさせていただきます。

1番議席に辻本馨議員、13番議席に福田太郎議員、以上のとおりと致します。

次に、日程第4、選挙第1号、組合議会副議長の選挙を行います。

その選出方法として、いかが取り計らいましょうか。

辰巳議員。

10番議員（辰巳真司）

選出方法について発言致します。指名推選でお願いしたいと思っております。以上です。

議長（堀川和彦）

お諮りします。只今、辰巳議員より発言がございましたように、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で副議長を選出することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

指名の方法につきましては、議長において指名することに致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。それでは、南河内環境事業組合議会副議長に辻本馨議員を指名します。

お諮りします。只今、指名致しました辻本馨議員を組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、辻本馨議員が組合議会副議長に当選されました。

当選されました辻本馨議員が議場におられますので、会議規則第32条

第2項の規定により告知致します。

それでは、辻本馨議員より副議長就任のご挨拶を頂きます。

辻本副議長。

副議長（辻本馨）

はい、ご指名頂きました辻本馨でございます。只今、組合議会の副議長という大任を仰せつかりまして、身の引き締まる思いであります。このうえは、議員の皆様と、また執行部の皆様と、より良い組合運営の発展のため、堀川議長を補佐し、最善の努力をさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

議長（堀川和彦）

ありがとうございました。

それでは、次に日程第5、承認第1号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第6、承認第2号、南河内環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第7、承認第3号、南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第8、承認第4号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第9、承認第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第10、承認第6号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについての6件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって承認第1号から承認第6号は一括議題と致します。

提案の理由の説明を求めます。

西尾局長。

事務局長(西尾順治)

只今、一括上程されました6件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

議案書3頁をお願い致します。

承認第1号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、国家公務員の定年と同様に、地方公務員の定年についても、令和5年度より2年に1歳ずつ、65歳まで引き上げられることから、管理市の富田林市におかれましては、令和4年第3回市議会定例会において、関係条例の整備に関する条例を可決されましたので、本組合も同様に取扱い致したく、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年9月30日付専決処分させて頂きましたので、承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書4頁をお願い致します。

第1条は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、第2条は、南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、第3条は、南河内環境事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、4頁から6頁、第4条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、定年引き上げにより再任用制度が廃止され、新たに定年前再任

用短時間勤務制度が制定されることに伴う所要の改正を行い、さらに、定年引き上げ後の給料について当分の間、定年前の給料の7割となる規定を制定致します。

7頁をお願い致します。

第5条は、単純労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正で、第6条は、南河内環境事業組合職員の再任用に関する条例の廃止で、定年が65歳となり再任用制度が廃止となることから条例を廃止します。

施行日につきましては、令和5年4月1日からでございます。

承認第1号は以上でございます。

続きまして、議案書の11頁をお願い致します。

承認第2号の南河内環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、先ほどの承認第1号と同様の理由により、承認を求めるものでございます。

主な内容と致しましては、議案書12頁をお願い致します。

まず、題名の次に目次及び章名を追加致します。第1章では、今回の地方公務員法改正に伴う引用条項の変更を行います。第2章では、定年を60歳から65歳に引き上げることを規定致します。第3章では、管理監督職の年齢を60歳までと定めるなど、管理監督職勤務上限年齢制について規定致します。第4章では、定年前再任用短時間勤務制度について規定致します。第5章では、規則の委任、経過措置及び対象職員に対する情報提供、勤務意思の確認について規定を致します。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

承認第2号は以上でございます。

続きまして、議案書の24頁をお願い致します。

承認第3号の南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、

提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、令和4年10月1日から育児休業が利用しやすくなるよう、新たな勤務環境の整備が実施されることを受け、管理市の富田林市におかれましては、令和4年第3回市議会定例会において、関係条例の一部改正を可決されましたので、本組合も同様に取扱い致したく、令和4年9月30日付専決処分させて頂きましたので、承認を求めるものでございます。

主な内容と致しましては、議案書25頁をお願い致します。

第1条で会計年度任用職員の育児休業の取得可能期間や、回数などの要件緩和を、27頁第2条では、定年引き上げに伴い60歳以上で、管理監督職の勤務を延長された職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない規定を、国に準じて追加致します。なお、附則の第1条で施行期日等を定め、第2条では、経過措置を規定しております。

承認第3号は、以上でございます。

続きまして議案書の29頁をお願い致します。

承認第4号の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行、並びに、先の承認第1号と同様の理由により、承認を求めるものでございます。

内容と致しましては、議案書30頁をお願い致します。

再任用に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に修正致します。また、雇用保険法等の失業等給付に関する改正に伴う規定を追加致します。

さらに、31頁、附則に、当分の間、60歳を超えて退職した職員は定年退職に準じて退職手当を計算するよう規定を追加致します。なお、32頁33頁、附則の第1条で施行期日等を定め、第2条では経過措置を規定しております。

承認第4号は、以上でございます。

続きまして議案書の34頁をお願い致します。

承認第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、提案の理由、並びに内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、管理市の富田林市におかれましては、令和4年第4回市議会定例会において令和4年の人事院勧告を踏まえ、関係条例の一部改正を可決されましたので、本組合も同様に取扱い致したく、令和4年12月26日付専決処分させて頂きましたので、承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書35頁をお願い致します。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例において定める、一般職給料表の給料月額の一部を改定するとともに、再任用を除く一般職の職員に対し、令和4年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、100分の95から100分の105に引き上げるものでございます。

また、再任用職員に対し令和4年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、100分の45から100分の50に引き上げるものでございます。

39頁第2条では、令和5年4月以降の勤勉手当の支給割合を、6月期と12月期で均等になるよう、改めるものでございます。

なお、附則第1条は、施行日等を規定するものでございます。

承認第5号は、以上でございます。

続きまして、議案書40頁をお願い致します。

承認第6号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについてでございます。

まず、提案の理由でございますが、先ほどの承認第5号の給与条例の改正及び職員の異動等に伴う人件費に係る予算上の所要の措置を講じるため、令和4年12月26日付専決処分させて頂きましたので、承認を求めるものでございます。

議案書 4 1 頁をお願い致します。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 1 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 億 5 , 3 0 2 万 4 千円とするものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。4 8 頁をお願い致します。

まず、上の表、款 2 . 総務費、項 1 . 総務管理費、目 1 . 一般管理費におきまして、事務局、総務企画課職員の人件費 4 7 万 3 千円を増額し、補正後の額を 7 , 0 8 5 万 1 千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に下の表でございますが、款 3 . 衛生費、項 1 . ごみ処理費、目 1 . 第 1 清掃工場業務管理費におきまして、職員人件費 7 9 万 4 千円を減額し、補正後の額を 7 億 4 , 1 9 3 万 3 千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

5 0 頁をお願い致します。

同じく衛生費のごみ処理費、目 2 . 第 2 清掃工場業務管理費におきまして、職員人件費 4 9 万 5 千円を増額し、補正後の額を 5 億 5 , 3 9 6 万 4 千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に下の表でございますが、同じく衛生費の項 2 . し尿処理費、目 1 . 資源再生センター業務管理費におきまして、職員人件費 3 4 万円を増額し、補正後の額を 1 億 6 , 4 9 7 万 6 千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

議案書、戻って頂きまして 4 6 頁をお願い致します。

事項別明細書の 2 . の歳入をご説明申し上げます。

今回の補正に要します財源と致しまして、款 6 、項 1 、目 1 . 繰越金において 5 1 万 4 千円を増額し、補正後の額を 1 億 2 5 8 万 7 千円とするものでございます。

5 2 頁から 6 1 頁は、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、ご覧

を頂きまして説明は省略をさせていただきます。

承認第6号は、以上でございます。

以上で、一括上程されました6件につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。それでは一括して質疑をお受け致します。

（質疑なし。）

よろしいでしょうか。これをもって質疑を終結します。

それでは、これから1件ずつ討論と採決を行います。

まず、承認第1号について討論に入ります。

これをもって討論を終結致します。

これより、承認第1号を採決致します。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案とおり承認されました。

次に承認第2号について討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

これより、承認第2号を採決致します。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、南河内環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案とおおり承認されました。

次に承認第3号について討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

これより、承認第3号を採決します。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

次に承認第4号について討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

これより、承認第4号を採決します。

本案を原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり

承認されました。

次に承認第5号について討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

これより、承認第5号を採決します。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

次に承認第6号について討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

これより、承認第6号を採決します。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

次に日程第11、議案第1号、南河内環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

只今、上程されました、議案第1号、南河内環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして、提案の理由、並びに内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、個人情報保護制度の一元化等が図られ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、独立行政法人の所有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報の保護に関する法律に統合されます。

この法改正により、地方公共団体につきましても、令和5年4月1日より改正後の個人情報の保護に関する法律の適用を受けるため、新たに南河内環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

次に、その内容と致しまして、第1条では、条例の趣旨を、第2条では、用語の定義を、第3条では、開示請求に係る手数料を無料とすること、第4条及び第5条では、請求者の権利保護のための審査会の設置と諮問を、第6条では、制度運用の透明性を確保するため運用状況の公表を、第7条では、委任を、それぞれ規定するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし。）

これをもって質疑を終結します。

それでは、議案第1号について討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、南河内環境事業組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、原案どおり可決されました。

次に日程第12、議案第2号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第3号)を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

事務局長(西尾順治)

只今、上程されました、議案第2号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案の理由、並びに内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、電気料金高騰に伴う清掃工場等の光熱水費の追加額、及び第1清掃工場基幹的設備改良事業等の額の確定に伴う減額など、所要の予算措置を講ずるものでございます。

それでは、内容をご説明申し上げます。

議案書の65頁をお願い致します。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,469万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,832万8千円とするものでございます。

議案書の 68 頁をお願い致します。

第 2 表、継続費補正につきましては、第 1 清掃工場基幹的設備改良事業の額の確定等に伴い継続費総額の減額を行うほか、年割額の変更を行うものであり、また、第 3 表、債務負担行為補正につきましては、組合各施設の測定業務料の限度額 1 億 1,357 万 5 千円を追加するものでございます。

次に、70 頁をお願い致します。

第 4 表、地方債補正につきましては、第 1 清掃工場基幹的設備改良事業及び残滓処理事業の限度額を変更するものでございます。

次に、78 頁をお願い致します。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。また、財源につきましても、同時にご説明申し上げます。

まず、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費でございます。目 1. 第 1 清掃工場業務管理費 9 1 1 万 2 千円の増額は、電気料金高騰に伴い、施設運営に係る光熱水費を増額計上するもので、財源は、繰越金でございます。

次に、目 2. 第 2 清掃工場業務管理費 2, 1 0 7 万 4 千円の増額は、第 1 清掃工場業務管理費と同様に、光熱水費の増額計上と本年度末退職者 1 名の退職手当を新たに計上するもので、財源は、繰越金及び繰入金でございます。

次に、目 4. 残滓処理事業費 1 3 7 万 1 千円の減額は、大阪湾広域埋立事業負担金の令和 4 年度負担額の確定に伴い減額補正を行うもので、減額の財源区分は、繰入金及び地方債でございます。

次に、目 6. クレーンバケット取替事業費 6 千円の減額は、本取替工事費の確定に伴い減額するもので、減額の財源区分は繰入金でございます。

次に、目 7. 第 1 清掃工場基幹的設備改良事業費 6, 5 2 4 万 1 千円の減額は、本事業の全体事業費及び本年度事業費の確定に伴い減額補正を行うものでございます。減額の財源区分は、国庫支出金、繰入金及び地方債でございます。

続きまして、款 3. 衛生費、項 2. し尿処理費、目 3. 資源再生センター業務管理費 1 7 3 万 6 千円の増額は、電気料金高騰に伴い、施設運営に係る

光熱水費を増額計上するもので、財源は、繰越金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

戻りまして、74頁をお願い致します。

款3．国庫支出金、項1．国庫補助金、目1．建設事業費補助金49万5千円の減額は、第1清掃工場基幹的設備改良事業費の確定に伴い、減額措置を行うものでございます。

次に、款5．繰入金、項1．基金繰入金、目1．施設整備積立基金繰入金1,622万3千円の減額は、第1清掃工場基幹的設備改良事業、残滓処理事業及びクレーンバケット取替事業の額の確定に伴い、減額措置を行うものでございます。また、目2．退職手当積立基金繰入金81万2千円の増額は、本年度末退職者の退職手当1名分を措置するものでございます。

次に、76頁をお願い致します。

款6、項1、目1．繰越金、3,111万円の増額は、各施設の運営に係る光熱水費の不足分を措置するものでございます。

次に、款8、項1、目1．組合債4,990万円の減額は、第1清掃工場基幹的設備改良事業、残滓処理事業の額の確定に伴い、減額措置を行うものでございます。

以上で、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

（質疑なし。）

これをもって質疑を終結します。

それでは、議案第 2 号について討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第 2 号を採決します。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号、令和 4 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

次に日程第 13、議案第 3 号、令和 5 年度南河内環境事業組合一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

置田副管理者副市長。

副管理者副市長(置田保巳)

只今、上程されました議案第 3 号、令和 5 年度南河内環境事業組合一般会計予算につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書 81 頁をお願い致します。

まず、第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 57 億 7,100 万 3 千円と定めております。

記載はございませんが、前年度に比べまして、35 億 2,256 万 6 千円の増額となっており、主に、第 1 清掃工場基幹的設備改良事業費の増額及び電気代や薬品代、現場消耗品など物価高騰に伴う需用費の増額によるものでございます。

第 2 条は継続費、第 3 条は地方債、第 4 条は一時借入金、第 5 条は歳出予算の流用についての条項でございます。

次に 82 頁をお願い致します。

第1表、歳入歳出予算の歳入と致しまして、款1. 分担金及び負担金から、款8. 組合債までの款、項の金額は記載のとおりでございます。

次に、83頁をお願い致します。

歳出でございますが、款1. 議会費から款5. 予備費までの、款、項の金額につきましても、記載のとおりでございます。歳入歳出それぞれ合計は5億7,100万3千円となっております。

84頁をお願い致します。

第2表、継続費でございますが、款3. 衛生費、項1. ごみ処理費、事業名、クレーン電気設備更新事業につきまして、総額1億3,068万円とし、年割額は、記載のとおりでございます。

次に、第3表、地方債でございますが、1. 第1清掃工場基幹的設備改良事業につきまして、限度額15億9,600万円とし、また、2. 残滓処理事業は、限度額900万円、3. クレーン電気設備更新事業は、限度額4,410万円とするもので、起債の方法、利率、借入先、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、財源を含めまして歳出のほうからご説明を申し上げます。

96頁をお願い致します。

款1. 議会費は372万1千円。前年度比7千円の減でございます。財源は、繰越金及び一般財源でございます。

表頭の本年度の財源内訳に表記しております一般財源は、市町村からの分担金でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費は7,294万5千円の計上で、前年度比600万3千円の増でございます。主に職員人件費の増額によるものでございます。財源は、繰越金等と一般財源でございます。

98頁をお願い致します。

目2. 財産管理費は14万4千円。前年度比1万1千円の減でございます。

目 3 . 公平委員会費は前年度と同額の 7 万 2 千円の計上でございます。

目 4 . 監査委員費も前年度と同額の 1 6 万 8 千円の計上でございます。

目 5 . 環境啓発費は 2 0 9 万 8 千円の計上で、前年度比 1 0 8 万 8 千円の増でございます。主に、施設見学者、受入れのためのパンフレットなど需用費の計上によるものでございます。

財源は、目 2 から目 5 まですべて一般財源でございます。

1 0 0 頁をお願い致します。

総務費の計と致しまして、7 , 5 4 2 万 7 千円。前年度比 7 0 8 万円の増となっております。

次に、款 3 . 衛生費、項 1 . ごみ処理費、目 1 . 第 1 清掃工場業務管理費は、8 億 1 , 3 6 9 万 5 千円。前年度比 7 , 1 9 3 万 6 千円の増で、主に委託料、工事請負費等の減と需用費等の増によるものでございます。財源は、繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

次の 1 0 2 頁をお願い致します。

下のほうでございますが、目 2 . 第 2 清掃工場業務管理費は 7 億 2 , 8 3 9 万 9 千円。前年度比 1 億 7 , 3 4 1 万 4 千円の増で、主に需用費や工事請負費等の増によるものでございます。財源は、繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

1 0 4 頁をお願い致します。

下のほうでございますが、目 3 . 財産管理費は 2 億 1 , 3 6 2 万 8 千円。前年度比 8 , 2 3 8 万 8 千円の減となっております。主に次の 1 0 6 頁、1 0 7 頁の右側、上から 2 段目、節 2 4 . 積立金でございますが、ごみ処理施設の整備に係る財源を確保するための基金積立で、減額となったものでございます。財源は、行政財産使用料及び基金利子等と一般財源でございます。

目 4 . 残滓処理事業費は、1 , 0 0 8 万 1 千円。前年度比 2 2 1 万 3 千円の増でございます。フェニックス埋立処分場の令和 5 年度事業負担金の計上で、財源は、地方債及び基金繰入金でございます。

目 5 . シール印刷等業務管理費は、1 , 3 8 5 万 3 千円で、前年度比 8 6

万 8 千円の増でございます。6 市町村のごみシールと配布用封筒の印刷代の計上で、財源は、市町村からの負担金でございます。

目 6 . クレーン電気設備更新事業費は、ごみ処理施設の根幹設備でありますクレーンにおきまして、第 1 清掃工場のごみクレーン電気設備の老朽化に伴いまして、今回更新するため、5, 880 万 6 千円を計上するものでございます。財源は、地方債及び基金繰入金でございます。

目 7 . 第 1 清掃工場基幹的設備改良事業費は、第 1 清掃工場を、より安全で安定的な施設運営を目的に、本施設の全般を大規模に改良する工事を中心に行う事業で、事業効果の主なものと致しまして、ダイオキシン対策をはじめ更なる公害防止の強化を行うとともに、ごみ焼却による発電能力を增强するものでございます。この事業につきましては、令和 4 年度から 3 か年の期間で実施するもので、令和 5 年度では、焼却炉の 1 号炉を中心に整備させて頂く予定で、計上額は、33 億 5, 753 万 8 千円。前年度比 31 億 8, 977 万 3 千円と大幅な増で、財源は、国庫支出金、地方債及び基金繰入金でございます。

次の、クレーンバケット取替事業費につきましては、令和 4 年度に事業完了のため、廃目としております。

ごみ処理費の計と致しましては、51 億 9, 600 万円。前年度比 33 億 9, 472 万 8 千円の増となっております。

続きまして、款 3 . 衛生費、項 2 . し尿処理費、目 1 . 資源再生センター業務管理費は、2 億 1, 268 万 9 千円。前年度比 4, 770 万 7 千円の増で、主に需用費、工事請負費の増などとなっております。財源は、財産売払収入、繰越金と一般財源でございます。

次の 108 頁をお願い致します。

下のほうでございますが、目 2 . 財産管理費は、9, 284 万 6 千円。前年度比 1, 134 万 9 千円の減となっております。主に次の 110 頁、111 頁の右側、上から 2 段目、節 24 . 積立金でございますが、し尿処理施設の整備に係る財源を確保するための基金積立で、減額となったものでござい

ます。財源は、行政財産使用料及び基金利子と一般財源でございます。

し尿処理費の計と致しまして、3億553万5千円。前年度比3,635万8千円の増となっております。

次に、款4、項1. 公債費でございますが、元金、利子、合わせまして、計の欄1億7,532万円。前年度比8,440万7千円の増となっております。令和4年度から順次、ごみ処理では、第2清掃工場改良事業債、災害復旧事業債、及び残滓処理事業債の償還開始、また、し尿処理では、資源再生センターの建設事業債の償還の開始によるものでございます。財源は、繰越金と一般財源でございます。

次に、款5、項1、目1. 予備費でございますが、前年度同額の1,500万円。すべて一般財源でございます。

以上、歳出の説明でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

議案書、戻って頂きまして、90頁をお願い致します。

先ほど、歳出のところでも財源についてご説明申し上げましたが、歳入科目ごとの説明をさせていただきます。

上から、款1. 分担金及び負担金、項1. 分担金、計の欄でございますが21億9,603万8千円。前年度比3億3,828万5千円の増。各市町村からの分担金で、施設費分担金、管理費分担金、共通事務費分担金の内訳となっております。

次に、項2. 負担金、目1. シール印刷等業務負担金1,385万3千円。前年度比86万8千円の増で、各市町村のシール印刷代等の計上で、各市町村からのご負担頂くものでございます。

次に、款2. 使用料及び手数料、項1、目1. 使用料389万4千円。主に、駐車場等の行政財産使用料等でございます。

次に、項2、目1. 手数料は、ごみの一般持ち込み手数料で7,960万3千円、前年度比277万円の増でございます。

次の92頁をお願い致します。

款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫補助金、目 1. 建設事業費補助金は 1 3 億 6, 8 8 7 万 3 千円で、前年度比 1 3 億 6, 6 8 9 万 3 千円の増、第 1 清掃工場基幹的設備改良事業に伴う国からの補助金を計上致しております。

款 4. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 1. 利子及び配当金は 1 4 9 万 2 千円。基金運用の利子収入でございます。

項 2、目 1. 財産売払収入は 1 5 2 万円。前年度比 4 3 万 7 千円の減でございます。副産塩、屑アルミ、残滓選別鉄等の売却収益でございます。

款 5. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 施設整備積立基金繰入金は、4 億 8 4 5 万 2 千円。前年度比 3 億 5 5 0 万 5 千円の増でございます。第 1 清掃工場の改良事業及びクレーン電気設備更新事業等に伴う基金の取り崩し金でございます。

その下、款 6、項 1、目 1. 繰越金は 4, 8 0 0 万円。前年度比 5, 0 0 0 万円の減で、前年度繰越金でございます。

9 4 頁をお願い致します。

款 7. 諸収入、項 1、目 1. 雑入は 1 7 万 8 千円。前年度比 2 万円の増でございます。

款 8、項 1、目 1. 組合債は 1 6 億 4, 9 1 0 万円。第 1 清掃工場基幹的設備改良事業債、残滓処理事業債、第 1 清掃工場のクレーン電気設備更新事業債で、各金額はご覧のとおりでございます。

以上、歳入の説明でございます。

議案書、事項別明細書のあとの頁でございますが、1 1 2 頁から以降 1 2 5 頁までにつきましては給与費明細書、1 2 6 頁から 1 3 7 頁にわたりますは、継続費、債務負担行為、地方債、分担金の各調書でございます。

誠に勝手ながら、ご覧を頂きまして、説明は省略をさせて頂きます。

以上をもちまして、令和 5 年度南河内環境事業組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受け致します。

丹羽実議員。座ったままで結構です。

4番議員（丹羽実）

4番議員、河内長野市の丹羽です。

歳出のところで、頁数を言ったほうがいいですよ。101頁、歳出の款3. 衛生費、項1. ごみ処理費のところですけども、まず確認ですけど、1. 報酬ということで284万円ぐらい出ていますけども、会計年度任用職員報酬と書いてありますね。参考のために112頁の給与明細書のところの後ろのほうを見たら、一般職として本年度は、要は正規の職員さんが37名でカッコ2とかあって、下のほうにいきますと会計年度任用職員本年度0人でカッコ4と書いていますよね。カッコの中の短時間勤務職員数ですね、いずれにしても正の職員さんの数にも上がらないし、会計年度任用職員の中にもその数字としては表れないというかな、そんなふうになっているんですけど、このよくわからへん短時間勤務職員数というのは、すいません、どんな働き方をされているのかというのを、わかる限りでいいですけど、正職員さんでもないし、会計年度任用職員さんでもないというふうに、この112頁の表から読み取れるんですけども、カッコの部分、短時間勤務職員数というのがどんな働き方をされているのか教えてほしいです。

続けてよろしいですか、同じ101頁、10. 需用費のところから上から1個、2個、3個、4個、5個の列に光熱水費とありますよね。先ほどから補正予算とかいろいろなところで、電気代が上がっているから、電気代が上がっているからと随分たくさん電気代という言葉が出てきたんですけども、光熱水費のもう少し中身ね、例えば電気代、それから通信費も入るのですか、ガスはここ使っているかどうか知りませんが、そういうちょっと細かく、

ちょっと聞きたいのは、今、電気代ってニュースでもいっぱい出ていますように、家庭の電気代も含めてですけど、企業の電気代もむちゃくちゃ上がっていますよね。それで中小企業なんか、もうやっつけられないみたいな話があるんですけど、ここの組合では契約は関西電力なのか、それとも第二電力みたいなとこなのか、実際もの凄く上がっているという状況は、僕ら家庭の場合やったら上がっているのがわかるんですけど、こういう事業組合、かなりたくさん、1年間電力使うと思うんですけども、それでいったらどれぐらい、僕らのわかるような形でどれぐらい上がっているのか、もう少しわかりやすい説明、例えば、去年が100やったらね、今年はもう120、150になっているとか、そんなのでもいいですから、ちょっと聞きたいなと思います。以上です。

議長（堀川和彦）

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

あの、まずですね、会計年度任用職員のところにつきましてはですね、あの、0というのはですね、短時間、要するに時間がフルタイムではないということですね。フルタイムは正職と同じ時間ですね。短時間は週の5分の4の勤務時間の職員等ですね、正規の時間に満たない職員というのが短時間勤務という考えのお答えでいいですかね。

議長（堀川和彦）

それは、会計年度任用職員にならないんですか。

4番議員（丹羽実）

そのへんが、よく、わからない。

事務局長（西尾順治）

会計年度にはなりません。

4 番議員（丹羽実）

なりません。

事務局長（西尾順治）

はい、なりません。

議長（堀川和彦）

丹羽実議員。

4 番議員（丹羽実）

あの、短時間勤務職員数、勤務という形のフルタイムに対して5分の4しか時間働いていませんよと、だからそれは、正の職員の数37の中にも含まれているのか、それとも含まれてないんですか。そして、この会計年度任用職員も0となっていますが、0となっているのに、となりにかっこ4となっています、それって、含まれているのか含まれてないのか。まあ5分の4しか働いてないのを短時間勤務職員というのは、それは理解できますけども、そここのところが何か、もう一つようわからんと思うので。

議長（堀川和彦）

浅川理事。

事務局理事（浅川浩）

ご質問にお答えさせていただきます。

議案書112頁の給与明細書の一番下の2. 一般職の(1)イ. 会計年度任用職員の表、一番下の表でございますが、フルタイムの会計年度任用職員

の採用は行っておりません。短時間勤務、週の5分の4、5分の3、5分の2の会計年度任用職員の合計数が、本年度4名ということでございます。  
以上でございます。

4番議員（丹羽実）

わかりました。河内長野市でこんな書き方は初めて見たので質疑をしました。

議長（堀川和彦）

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

まず、契約につきましてはですね、すべて関電でございますが、ただ、関電でも第1清掃工場は入札により、関電が落札されております。後ですね、光熱水費の内訳ですね、どれだけ上がったかということですよ。

議長（堀川和彦）

内訳と、後、どれだけ上がったのか。

事務局長（西尾順治）

単価ということでもいいんですか。

議長（堀川和彦）

光熱水費の内訳は項目で、電気代は前年比どれくらいですか。

事務局長（西尾順治）

第1清掃工場につきましては、電力高騰分というのが約66%、ということでもいいですか。

議長（堀川和彦）

それは前年比ということ。

事務局長（西尾順治）

前年比、そうですね。

ガス代とかは、ほとんどうちは使っていませんので、ほとんどが電気料金になります。

第2清掃工場につきましては、前年比約49.6%ほど上がっております。資源再生センターにつきましては、金額なんですけど約1,944万2千円上がっております。すいません、ちょっと金額で申し訳ございません。

以上、お答えさせていただきます。

4番議員（丹羽実）

はい、だいたいわかりました。いいです。

事務局長（西尾順治）

金額でも、第1清掃工場、第2清掃工場大丈夫ですけど。

議長（堀川和彦）

いいですか。他ございますか。よろしいですか。

浦山宣之議員。

3番議員（浦山宣之）

すいません、ちょっと確認です。3番の浦山です。

今の質問の中で、第1清掃工場の関電の入札ということをおっしゃられたと思うのですが、今、報道等で来年度、大手電力会社の電力料金が上がりますと、で、関電は据え置きというふうに聞いているんですけど、その入札でもしか

したら第二電力というか、他の電力の可能性も無きにしもあらずということで、入札のタイミングとか、もしあれば教えて頂きたい。

議長（堀川和彦）

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

あの、ちょっと私、今年1月からですね、関電も、去年4年の1月から12月までは関電の入札だったんですけども、今年の5年の1月からは入札できなくてですね、応札されなくてですね、随意契約ということになっております。

議長（堀川和彦）

浦山宣之議員。

3番議員（浦山宣之）

そういうことは随意契約ということで、それで引き続きということによろしいですか。

事務局長（西尾順治）

はい。

議長（堀川和彦）

他よろしいですか。

これをもって質疑を終結致します。

それでは、議案第3号について討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計予算は、原案どおり可決されました。

次に日程第14、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告についてを議題とします。

監査委員の報告を求めます。

遠藤監査委員。

監査委員（遠藤忍）

只今、上程されました監査報告第1号、例月出納検査の結果報告につきまして、土井監査委員とともに検査致しました結果を、私のほうからご報告申し上げます。

令和4年度7月分から12月分の出納状況につきまして、各月分ごとに、それぞれ出納検査を実施致しましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（堀川和彦）

報告が終わりました。質疑をお受け致します。

(質疑なし。)

質疑がないようでございますので、本件については終結致します。

只今、議員提出議案第1号、南河内環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてが提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、議題と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって日程第15、議員提出議案第1号、南河内環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを追加し、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

辰巳議員。

#### 10番議員（辰巳真司）

只今、上程されました、議員提出議案第1号、南河内環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、本議案を地方自治法第112条及び南河内環境事業組合議会会議規則第14条の規定により、提出させて頂きます。

提出者は、不肖私、辰巳真司でございます。

賛成者は、久山佳世子議員、草尾勝司議員、福田太郎議員、藤浦稔議員でございます。

まず、本条例制定の理由ですが、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が、1つに統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から、統合後の個人情報保護制度に一元化されることになりました。

しかしながら、地方議会は統合後の法の適用除外となり、独自の個人情報

保護制度を議会ごとに設けることが必要であることから、本組合議会において南河内環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定を提案するものでございます。

次に、内容の説明でございますが、第1章で総則を、第2章で個人情報等の取扱いを、第3章で個人情報ファイルを、第4章で開示、訂正及び利用停止を、第5章で雑則を、第6章で罰則を定めております。

なお、附則としまして、施行期日は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案説明を終わります。

議長（堀川和彦）

提案理由の説明が終わりました。これより本件に対する質疑をお受けします。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

これをもって討論を終結します。

直ちに、議員提出議案第1号を採決致します。

議員提出議案第1号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号、南河内環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

これをもちまして、本日の日程は、全部終了しました。

それでは、閉会を前に、管理者よりご挨拶を頂きます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

令和5年第1回組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会にご提案申し上げました令和5年度予算を初め、すべての議案につきまして、原案のとおりご賛同を頂きまして、心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本組合では、施設を継続して安定的に稼働させるため、基幹的設備改良事業に取り組んでおり、第2清掃工場、資源再生センターでは、令和3年度に完了を致しました。第1清掃工場は、現在、施工中で、令和6年度末に完了させる予定でございます。

ごみ処理、し尿処理は、住民の方々の重要な生活基盤でありますことから、今後も、施設運営には、万全を期してまいりますので、議員各位には、より一層のご支援をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（堀川和彦）

ありがとうございました。

閉会にあたり、私からも一言ご挨拶申し上げます。

本日は、提出議案に対する慎重なご審議を、そして議事進行へのご協力を頂きまして、円滑に閉会の運びとなりましたことに、厚くお礼申し上げます。

年度末を目前に控えまして、何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。議員各位におかれましては健康にご留意され、また、ご自愛されますことをご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

なお、統一自治体選挙に挑まれる先生方につきましては、孤軍奮闘当選なさることをご祈念申し上げます。

それでは、これを持ちまして、令和5年第1回南河内環境事業組合議会定例会を閉会致します。

ありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 3 8 分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 堀川 和彦

議 員 伊東 寛光

議 員 辰巳 真司